

議案番号	件名	要旨
議 第139号 国際観光課	松江市国際交流会館設置及び管理に関する条例の一部改正について	松江市国際交流会館の使用者に、適正かつ応分の負担を求めるため、施設使用料を改定するもの。  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">料金改定案件</div>

備考				
改正内容				
松江市国際交流会館の1時間当たりの使用料を次のとおり増額するもの。				
施設名	改正後		改正前	
	平日昼間(午前9時から午後5時まで)	平日夜間(午後5時から午後10時まで)及び休日	平日昼間(午前9時から午後5時まで)	平日夜間(午後5時から午後10時まで)及び休日
ホール	990円	1,500円	760円	1,150円
調理実習室	570円	880円	440円	680円
研修室	380円	570円	290円	440円
和室	380円	570円	290円	440円
茶室	570円	880円	440円	680円
音楽室	570円	880円	440円	680円
AV室	570円	880円	440円	680円
工房	570円	880円	440円	680円
施行期日				
令和7年4月1日				